

令和2年横瀬町農業委員会第7回総会議事録

1. 開催日時 令和2年8月25日(火) 午前10時から10時27分

2. 開催場所 横瀬町役場

3. 出席委員(10人)

| | | |
|-------------|-----|-------|
| 会長 | 2番 | 町田恒夫 |
| 会長職務代理者 | 7番 | 富田哲夫 |
| 農業委員 | 1番 | 加藤虎三 |
| | 3番 | 町田幸広 |
| | 4番 | 町田多 |
| | 5番 | 佐野貞行 |
| | 6番 | 小室寿徳 |
| | 8番 | 小泉茂樹 |
| | 9番 | 若林想一郎 |
| | 10番 | 武藤量司 |
| 農地利用最適化推進委員 | 第1 | 平沼敏明 |
| | 第2 | 荒船敏明 |
| | 第3 | 石黒夢積 |

4. 欠席委員(なし)

5. 議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2 会期の決定

第3 議案第11号 農地法第3条の規定による許可申請に関する件

第4 議案第12号 農地法第5条の規定による許可申請に関する件

6. 農業委員会事務局職員

| | |
|------|------|
| 事務局長 | 大畑忠雄 |
| 書記 | 町田勝一 |
| | 小俣敏孝 |

7. 会議の概要

議長 全員おそろいですので、始めさせていただきたいと思います。よろしく
お願いします。大変7月と打って変わって8月、猛暑が続いておりますけ
れども、本日は全員の皆さんにお集まりをいただきましてありがとうございます
でした。

会議規則6条の規定による定足数に達しておりますので、ただいまから
令和2年第7回農業委員会を開会いたします。

日程第1、議事録署名委員の指名についてを議題といたします。

会議規則第14条第2項に規定する議事録署名委員ですが、慣例により議
長よりご指名を申し上げますが、よろしいでしょうか。

〔「異議なし」〕

議長 ありがとうございます。

異議なしと認めます。

よって、議長よりご指名申し上げます。

9番、若林想一郎委員、10番、武藤量司委員、ご両名にお願いを申し上
げます。よろしく願いいたします。

それでは、日程第2、会期の決定についてを議題といたします。

本日の議事は、議案第11号 農地法第3条の規定による許可申請に関する
件、議案第12号 農地法第5条の規定による許可申請に関する件でござ
います。会期は本日1日間としたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」〕

議長 異議なしと認めます。

よって、会期は本日1日間と決定いたしました。

日程第3、議案第11号 農地法第3条の規定による許可申請に関する件、
番号1及び番号2、日程第4、議案第12号 農地法第5条の規定による許
可申請に関する件ですが、いずれも営農型太陽光発電設備関連で関係がご
ざいますので、一括上程したいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」〕

議長 異議なしと認めます。

よって、一括上程といたします。

まずは、事務局の説明をお願いいたします。

事務局 ただいま一括上程されました議案第11号番号1及び番号2、議案第12号
についてご説明いたします。

議長からもお話があったとおり、3件とも営農型太陽光発電設備に関する一連の申請でございます。平成24年7月からスタートした再生可能エネルギーの固定価格買取制度を利用すべく太陽光発電設備を、当時休耕地であった申請地に設置するとともに、営農の再開、具体的にはサカキの栽培を行う目的で、平成26年7月付で許可を受けた案件の更新に係る申請であります。

営農型太陽光発電設備の設置に係る案件は、埼玉県内でもあまり例がなく、平成26年当時も設置に向けて事前審査を県に提出し、県の本庁及び関東農政局等とも協議の上、許可に至った経緯がございます。平成26年当時は、制度が開始されて間もないこともあり、一般的に5条の一時転用期間は3年とされていたため、平成29年に更新の許可申請の手続が行われたものでございます。

その後、平成30年に取扱いに関する通知が国から発出され、営農型太陽光発電設備の設置に係る一時転用期間が10年以内と変更されました。これを受けて、今回2回目の更新申請となったものであります。

それでは、各議案について簡単に説明させていただきます。

議案第11号番号1の農地の地番は、議案書の地番の欄にあります1筆です。台帳地目、現況地目とも畑で、面積は1,673平方メートルです。譲受人は、議案書にございますとおり秩父市在住の方で、譲渡人は議案書にございますとおり町内在住の方です。申請理由は、営農を目的とした使用貸借権の設定、10年となっております。

2枚めくっていただき、案内図1で場所についてご説明いたします。申請地の場所は、この案内図の中央、赤色で示した場所になります。具体的な場所ですが、16区にございます川西コミュニティ広場の北側約160メートルのところが申請地になります。

譲渡人は、高齢等の事情により営農が困難とのことで、設備設置の条件を満たすため、施設設置者である有限会社の農地取得条件を満たす役員個人が譲受人となり申請するものでございます。

事務局といたしましては、平成26年に審議した際の内容、その後6年間の営農実績等から見て、許可基準全てを満たしていると判断されます。

議案第11号番号2の農地は、先ほどの番号1の農地と同一で、地番、地目、面積はともに同一です。譲受人は、議案書にございますとおり秩父市所在の法人で、譲渡人は議案書にございますとおり番号1と同一の方です。

申請理由は、その他使用収益権、具体的には地上権の設定、10年となっております。場所については、先ほどご説明した同一の場所でございます。

本件につきましては、平成30年6月に国から発出された取扱い通知に基づき、地上権を設定するものであります。

議案第12号の農地は、先ほどの議案第11号の農地と同一で、地番、地目はともに同一、面積は1,673平方メートルのうち0.349平方メートルです。譲受人、譲渡人ともに、先ほどの議案第11号、番号2と同一です。申請理由は、営農型太陽光発電施設の設置に伴う一時転用で、使用貸借権の設定、10年となっております。場所については、先ほどご説明した同一の場所でございます。

本件については、営農型太陽光発電施設の架台支柱、いわゆる太陽光パネルを載せる足、38本の断面積と、引込み柱1本分の断面積の合計面積を一時転用するという申請です。

本3案件につきましては、設置申請当初審議を重ねており、その2回目の更新申請となりますので、今回の審議ポイントとしては、営農、具体的にはサカキの栽培が継続して行われているかどうかになります。

なお、申請手続が若干遅れたことから、県の指導により始末書を付しての申請となっております。

農地区分は、申請地が中山間地域に存在する農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であることから、第2種農地と判断されます。

以上で事務局からの説明を終わります。

議長 ありがとうございます。

事務局の説明を終了いたします。

続きまして、担当委員の説明に移ります。

担当委員の荒船推進委員。

荒船推進委員 農地利用最適化推進委員の荒船です。ただいま上程されました議案第11号番号1、番号2の農地法第3条並びに議案第12号番号1の農地法第5条の許可申請については、いずれも営農型太陽光発電に関連していますので、一括して申請書並びに添付資料を精査し、去る8月21日金曜日、13時45分から富田哲夫補助委員と同行し、現地調査を太陽光発電設備設置者立会いで実施しましたので、所見を述べさせていただきます。

本案件の申請地は、川西地内で旧グループホームはなさんの家南方に位

置する休耕農地1,673平方メートル（約506坪）を借用し、平成24年スタートした再生可能エネルギーの固定価格買取制度を利用すべく、平成26年7月に農地法第5条により一時転用並びに農地法第3条で使用貸借権設定と地上権を設定して太陽光発電設備を設置し、発電設備の下部にサカキを栽培しているもので（許可期間3年間）、発電設備を継続するために、平成29年8月に再申請し、許可を得て活用していたが、平成30年5月15日付で農林水産省農村振興部長から、支柱を立てて営農を継続する太陽光発電設備等についての農地転用許可制度上の取扱いについての通知が発出され、区分により一時転用期間が10年以内で申請できるようになったのに伴い、10年間の更新期間の延長の申請に至ったものであります。

次に、議案第12号番号1の農地法第5条の許可申請について申し上げます。農地法第5条の許可申請は、一時転用でその目的は営農型太陽光発電施設の使用貸借権を10年間に延長するもので、譲渡人は町内在住の方で、譲受人は町外在住の造園土木業者の代表者で、前回の更新許可を平成29年8月16日に得ていることから、本来の再更新時期は、令和2年7月であるが、コロナ禍の影響も受け、再更新手続が遅れたことを反省し、始末書を添えて申請しているものです。

なお、申請資料として添付されている令和2年7月28日に取得した登記事項証明書に所有者は昭和24年3月に相続により取得しているが、添付されている遺産分割協議書（作成日が平成24年12月16日）によれば、登記名義人は平成23年9月に逝去していて、遺産分割協議書から法定相続人は、被相続人の妻、長男、長女の3人であることが立会人により話を伺うことができました。当申請用地の遺産取得者は、立会人の義母で長女が立会人の妻で町外在住の造園土木会社の代表者であることが確認できました。当申請地は、相続未登記農地ですが、いずれも譲渡人と譲受人は親族であることから、特に問題はないと思われまます。

また、営農型発電設備の下部の農地における農作物（サカキ）の状況報告も平成31年2月と令和2年2月に報告されていることが事務局で確認できましたので、問題はないものと推察され、太陽光発電下部のサカキ栽培箇所は手入れされ、サカキは1.5メートル以上に生長していて、下草も除去されていて、太陽光発電設備の周囲の雑草も除草剤を散布したりして保全管理しているので、周辺農地並びに点在している住宅の居住者にも迷惑をかけることはないと考えられますので、3度目の期間延長更新手続申請で、

本案件の更更新手続内容が非常に複雑ですが、委員皆様の審議のほどよろしくお願いいたします。

以上でございます。

議長 ありがとうございます。

詳細にわたって説明をいただきました。ありがとうございます。

続きまして、富田哲夫補助委員。

富田委員 今回上程されました議案第11号及び第12号につきまして、補足説明及び所見を述べさせていただきます。

去る21日、荒船推進委員さんとともに現地調査をいたしました。設置者の方にご同行をお願いし、ご説明を受けました。サカキの育成状況は、下草が除草されて適切に管理されていると見受けられました。出荷の報告書が添付されておりますが、年1回の収穫で収量が少なく、今後品質向上を図る努力が必要だと思われまます。

営農継続を目的とした許可の更新期間が3年から10年になることから、定期的に下草の管理や収量の拡大の努力をお願い申し上げました。作付面積等の変更は、3年前と全く同じで一切ございません。周辺への影響は少ないと思われまますので、委員の皆様のご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

以上です。

議長 ありがとうございます。

担当委員の所見を終了いたします。

ここで暫時休憩いたします。

休 憩 午前10時15分

再 開 午前10時25分

議長 それでは、再開いたします。

質疑に移ります。いかがでしょうか。よろしいでしょうか。

〔「なし」〕

議長 それでは、質疑なしと認めます。

お諮りいたします。上程中の議案第11号番号1及び番号2につきまして、は許可、議案第12号につきましては許可相当とすることに賛成の方は挙手をお願いいたします。

〔挙手全員〕

議長 全員賛成です。

よって、議案第11号番号1及び番号2、農地法第3条の規定による許可申請に関する件につきましては許可することに決定いたしました。

なお、許可日につきましては、国の取扱い通知により、議案第12号の許可日といたします。

議案第12号 農地法第5条の規定による許可申請に関する件につきましては、許可相当の意見を付して県知事宛てに進達することに決定いたしました。

ここで、会議録での字句の整理についてお諮りいたします。会議中の発言に際しまして、不適當あるいは不備な点がございましたら、議長において整理をさせていただきますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」〕

議長 異議なしと認めます。

よって、そのように処理をさせていただきます。

本日委員会で審議すべき議案は全て終了いたしました。

これをもって閉会とさせていただきます。大変ありがとうございました。

(午前10時27分)